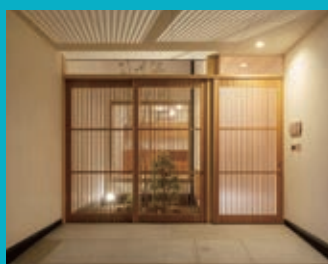


# しまね 建築・住宅 コンクール

令和元年度

生活環境の変化に順応する、  
わが街・わが家の工夫  
—くらしを取り巻く課題への対応—



Architecture & Houses Competition in Shimane

島根県

# しまね 建築・住宅 コンクール

令和元年度

Architecture & Houses Competition in Shimane

島根県では人口の減少、少子化、高齢化により暮らしを取り巻く環境が大きく変わってきています。

住宅、建築物においてもバリアフリーや省エネ等の性能向上、大規模地震への備え、子育てへの配慮など、また、地域社会においては空き家の活用やコミュニティの維持・再生など、住環境に対応すべき課題は多様となっています。

このコンクールは、これら課題に対応した住宅、建築物の整備事例や活動事例を募集し、優良事例を「しまねのモデル」として広く県民に紹介しています。

今年度も多くの応募をお待ちしています。

応募に  
ご応募

## 1 募集要件

### 建築物部門



概ね5年以内に建築（新築、増築、改築または移転）、修繕、又は模様替えされた建築物（建築物の一部またはその敷地を含む）であって、募集テーマに即した、以下のいずれかに該当するもの

- ① 建築主、利用者などに配慮したもの
- ② 創意、工夫が見られるもの
- ③ 地域特性を活かしたもの
- ④ 既存建築物を活用したもの
- ⑤ 今後のモデルとして、波及効果が期待できるもの
- ⑥ 環境にやさしいもの

#### 例えば

- 災害に備えた工夫ある家
- 楽しく子育てをする工夫がされた家
- ゼロエネルギーを目指した住宅
- 空き家を再生した施設
- 地域の活性化を目的としたコミュニティ施設
- 環境負荷の低減に向けた、材料や建材等が取り入れられた家

など

### 活動部門



募集テーマに即した住生活に関連する取組や活動であって、以下のいずれかに該当するもの

- ① 創意、工夫が見られるもの
- ② 地域特性を活かしたもの
- ③ 地域住民への意識啓発に効果的なもの
- ④ 積極的、継続的に取り組まれているもの
- ⑤ 今後のモデルとして、波及効果が期待できるもの
- ⑥ 住民や地域に貢献しているもの

#### 例えば

- 地震に備えた地域や家庭での取組
- 高齢者世帯、子育て世帯に対する地域での居住支援活動
- 使われなくなった学校、店舗等を活用して行われているまちの活性化活動

など

※活動そのものを評価の対象とします。  
活動が行われている建物については評価の対象外です。

application

募集  
テーマ

# 生活環境の変化に順応する、 わが街・わが家の工夫

—くらしを取り巻く課題への対応—

※【生活環境】人間の日常生活に直接的・間接的に影響を与える自然的状況や社会的状況  
※【順 応】環境や境遇の変化に従って、性質や行動がそれに合うように変わること

応募  
条件

- 島根県内において、令和元年9月10日までに整備又は実施されたものであって、下記に該当するものです。
- 応募は自薦・他薦を問いません。個人・団体・企業・自治体等、どなたでも可能です。  
なお、部門は「建築物部門」、「活動部門」の2種類あります。



## 2 応募方法

応募書類については、記入例を参考にして次の書類を提出してください。

応募書類		建築物部門	活動部門
応募用紙（様式1）		●	●
写真（様式2）※1		●	●
応募概要等を説明する資料 （可能な限り添付する）	平面図・説明書等	▲※2	
	パンフレット・活動報告書等		▲※2

※1. 写真は応募概要が判るもので、枚数は6枚以内としてください。

※2. 説明する資料は、建築物部門であれば平面図・説明書など、活動部門であればパンフレット・活動報告書など

応募用紙  
配布場所

- 島根県土木部建築住宅課
  - 各市役所・町村役場建築行政担当課
  - 東部県民センター建築部及び各地域事務所建築部（雲南、出雲）
  - 隠岐支庁県民局建築部
  - 西部県民センター建築部及び各地域事務所建築部（県央、益田）
  - （一財）島根県建築住宅センター
- なお、応募用紙及び応募用紙記載例は、以下のホームページにも掲載しています。

▶島根県（土木部建築住宅課）

▶（一財）島根県建築住宅センター

島根県・建築住宅課



（一財）島根県建築住宅センター



応募書類  
の提出先

### 一般財団法人 島根県建築住宅センター

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階

TEL.0852-26-4577 E-mail:info@shimane-bhc.or.jp

●応募書類はご持参いただくか、郵送またはメールでも受け付けています。

## 3 応募締切

令和元年9月10日(火)必着 (郵送の場合、当日の消印のあるものは有効とします。)

## 4 問い合わせ先

一般財団法人 島根県建築住宅センター ☎0852-26-4577

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階 FAX.0852-25-9581 E-mail:info@shimane-bhc.or.jp

## 1 審査の方法

学識経験者、建築団体関係者及び行政関係者等で構成する「しまね建築・住宅コンクール審査委員会」により審査し、各部門別に優れたものを選考します。

審査は1次審査、2次審査の2段階で実施し、2次審査では必要に応じて現地審査を行う予定です。

入賞物件は、審査委員会の選考結果に基づき、知事が決定します。

## 2 審査委員会

《審査委員》 ● 細田智久 (国立大学法人 島根大学 総合理工学部建築デザイン学科 教授)

○ 坂本拓三 ((一社)島根県建築士事務所協会副会長)

○ 坪倉菜水 ((一社)島根県建築士会 女性委員会委員長)

○ 福原昌代 ((一社)島根県建築士会会員)

○ 山本雅夫 (江津市都市計画課長)

●は委員長を示します。

## 3 表彰

●最優秀賞、優秀賞及び奨励賞等を選考します。

●建築物部門の表彰物件には、建築主、設計者、施工者の3者に表彰状と副賞の授与を行います。

●活動部門の表彰物件は、活動の実施者に表彰状と副賞の授与を行います。

●表彰式は令和2年2月中旬の予定です。

## 4 報告書(物件・活動集)

入選物件・活動は、「報告書」としてまとめ、県民への普及啓発に活用します。

また報告書は、応募者全員に配布します。過去の報告書は、県のホームページにて公開しています。

▶ 島根県 (土木部建築住宅課)



### 応募にあたっての 注意事項

- (1) 応募物件に関する知的財産権他、一切の権利に関して、県は責任を負いません。なお、応募物件の建築主等からの申し出、又は他者の知的財産権を侵害する疑いのある場合、応募内容に虚偽の申請があった場合は、発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (2) 提出のあった応募書類は、原則として返却しません。
- (3) 応募物件は、本コンクールの報告書、その他広報等において、無償で使用するものとします。なお、入賞物件を公表等する場合は、設計者名、施工者名は公表しますが、建築主の個人名は公表しません。

《主催》 島根県

《後援》 島根県建築行政推進協力会

(一社)島根県建築士会、(一社)島根県建設業協会、(一社)島根県建築組合連合会、(公社)島根県宅地建物取引業協会、(一社)島根県建築士事務所協会、(一財)島根県建築住宅センター、(一社)島根県建築技術協会、(一社)島根県住まいづくり協会、(一社)島根県管工事業協会、(一社)島根県電業協会